別紙

（仮称）新発田太陽光発電事業　計画段階環境配慮書に関する意見書

本事業は、新発田市において、新たに総発電出力 49,582kW 程度の太陽電池発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーを利用して発電を行う太陽電池発電事業は、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方で、大規模な太陽電池発電所を設置する事業であることから、周辺の生活環境や自然環境への影響が懸念される。

本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それぞれの検討の経緯及び内容について、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に適切に記載すること。

1　総括的事項

(1) 本事業の地球温暖化対策としての具体的な効果を明示するとともに、他の太陽電池発電事業のモデルケースとなるよう環境に配慮した事業計画を検討すること。

(2) 配慮書においては計画の熟度が低いため、工事用資材の搬出入や工事の実施に伴う環境影響については評価の対象外としているが、方法書においては、対象事業実施区域の設定、事業の規模、太陽光発電設備の配置及び構造・機種や搬入経路等の事業計画を可能な限り確定させた上で、事業特性や地域特性を踏まえ、適切に環境影響評価項目を選定すること。

(3) 環境影響評価項目の調査、予測及び評価に当たっては、国内外の最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、適切に行うこと。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、事業規模の縮小等事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(4) 環境保全措置や防災対策等の事業計画について周辺住民に丁寧に説明し、地域と共生した事業となるよう努めること。

(5) 方法書や説明資料の作成に当たっては、調査、予測及び評価の手法を具体的かつ分かりやすく記載するほか、図表、地図及び写真等を活用する等、理解しやすいものとなるよう配慮するとともに、環境影響評価図書を縦覧期間完了後もインターネットで閲覧可能にする等、住民等の理解促進のために情報公開に努めること。

２　個別的事項

(1) 反射光について

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周囲の住宅等のみならず、道路を走行する車両及び想定区域上空を通過する航空機への影響も懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を実施し、周辺への影響を回避又は低減する方法を検討すること。

なお、調査、予測及び評価に当たっては、眩しさや時間帯等を考慮すること。

(2) 動植物について

ア　重要な種について、事前の生息・生育状況確認に努めるとともに、それぞれの生態的特性を踏まえ適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。

イ　事業計画の検討に当たっては、樹林の伐採面積、盛土・切土等の造成量を最小化することや、動植物の生息・生育に重要な水場や周囲の移動経路は極力残すこと等、重要な種の生息・生育状況にも留意し、地形改変及び施設の存在に伴う重要な種の生息・生育環境への影響の低減を図ること。

ウ　採用に努めるとされた防眩仕様のパネルが、生物の水面の反射光を手掛かりとした行動に与える影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 騒音・振動について

パワーコンディショナー等から発生する騒音や低周波音について、近隣の住民の生活環境に影響を及ぼす懸念があることから、騒音発生源の配置及び評価地点との位置関係を明確にしたうえで、適切に調査、予測及び評価を行い、影響が生じるおそれがあると判明した場合には、必要な環境保全措置を検討すること。

(4) 廃棄物について

太陽光発電設備の機種選定に当たっては有害物質の含有情報が公表された機種の使用に努めるとともに、事業終了後の太陽光発電設備については、太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律等の関係法令に則り、可能な限りリサイクルする等適正に処理する計画とすること。